

一般会計予算決算常任委員会
理科大分科会記録

令和元年6月18日

【開催日】 令和元年6月18日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後2時30分～午後4時12分

【出席委員】

分科会長	高松秀樹	副分科会長	藤岡修美
委員	奥良秀	委員	笹木慶之
委員	中村博行	委員	松尾数則
委員	森山喜久	委員	山田伸幸
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部】

市長	藤田剛二	副市長	古川博三
大学推進室長	大谷剛士	大学推進室室長補佐	山本玄
大学推進室主任主事	尼崎幸太		

【事務局出席者】

局長	沼口宏	議事係長	中村潤之介
----	-----	------	-------

【付議事項】

- 1 議案第52号 令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）について
(理科大分科会所管分)

午後2時30分 開会

高松秀樹分科会長 皆さんお疲れ様です。ただいまより、一般会計予算決算常委員会理科大分科会を始めます。

古川副市長 どうもお疲れでございます。先ほどは理科大のほうの現地の視察もしていただきまして、あわせてお礼を申し上げたいと思います。本日は、理科大分科会の開催に当たりまして、今回、一般会計補正予算につきまして、理科大薬学部増築工事の補正予算を計上させていただいております。その関係で、市長のほうが議員の皆様一言、今回の経緯等につきまして話をする機会を頂きたいということで、この場を設けていただきました。今から、市長のほうから一言申しますのでよろしく願います。

藤田市長 皆さん、こんにちは。大変貴重な時間の中で、私の発言の機会を頂きましたことを厚くお礼申し上げます。このたび提出いたしました議案第52号令和元年度一般会計補正予算（第2回）におきまして、山口東京理科大学薬学部増築工事に係る補正予算を計上させていただいております。補正予算の概要につきましては、本会議での議案説明後の質疑におきまして、担当から説明をさせていただいたとおりでございますが、昨年11月末に法令で定められた指定数量の5分の1以上指定数量未滿を貯蔵する少量危険物貯蔵所、法令で定められた指定数量の10倍未滿を貯蔵する危険物貯蔵所、汚水処理施設、一般倉庫の複数の機能を有する危険物倉庫棟が完成いたしました。しかしながら、危険物貯蔵所を設置するには、施設の構造等の基準について法令で定められておりますが、完成した施設がその基準を満たしておりませんでした。このため、当該倉庫棟に危険物貯蔵所が設置できない状況となりましたので、新たに危険物貯蔵所のための施設を建設するものでございます。山口東京理科大学薬学部校舎増築工事につきましては、議会の皆様方を初め、市民、大学、工事関係者の方々に多大な御心配をお掛けしていることから、職員体制を整え事業に取り組んでまいりましたが、再びこのような事態を招くこととなり、深くおわび申し上げます。今後、事実関係につきまして精査の上、市の対応等を含め、改めて御説明させていただきます。当該施設は、薬学部の教育研究活動に欠かすことのできない必要な施設であることをどうか御理解いただきまして、御審議くださいますようよろしくお

願ひ申し上げます。以上でございます。

古川副市長 誠に申し訳ございませんが、市長はすぐ公務がございますので、ここで退席することをお許してください。

高松秀樹分科会長 分かりました。はいどうぞ。

(藤田市長退室)

高松秀樹分科会長 それでは、執行部の説明に入る前に、ちょっと分科会長として一言。本会議場での議案説明において、今回の理科大の補正予算のことについて一切触れられておりませんでした。分科会長としては非常に遺憾であり、今後こういうことが続かないようにというふうに思っていますし、議案説明についてはしっかり説明していただかないと、我々のもとより聞いていらっしゃる市民の皆さんも理解が深まらないというふうに思っております。今後、是非改善をしていただきたいというふうに思っていますが、いかがですか。

古川副市長 このたび、分科会長のほうから御指摘がございました一般会計の補正予算の中での議案説明の中には入っておりませんでした。御指摘のとおりでございます。基本的に、予算の議案説明につきましては、金額の大きいものを中心に今まで説明してきたという慣例がございますが、やはり重要なもの、内容によっては金額が少額であっても多大な影響なり、議員の皆様方に審査を煩わすような案件につきましては、今後、的確な議案説明をするように、原課や担当部課には指導していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。どうも御指摘ありがとうございました。

高松秀樹分科会長 是非、しっかりやってください。それでは議案の審査に入ります。まず、執行部の説明を求めます。

大谷大学推進室長 先ほどは、現地視察、大変ありがとうございました。それでは、議案第52号令和元年度一般会計補正予算（第2回）における大学関係部につきまして、御説明します。このたびの補正の内容は2点あります。その概要を御説明します。1点目は、平成30年度に完成しました危険物倉庫棟に関するものです。この倉庫棟は、法令で定められた危険物の指定数量の10倍未満を貯蔵する危険物貯蔵所と、指定数量の5分の1以上指定数量未満を貯蔵する少量危険物貯蔵所、汚水処理施設、その他一般倉庫の複数の機能を有する施設として平成30年6月に着工し、同年11月末に工事が完了しました。しかし、当該工事の完了検査に向けて準備を進める過程で、当該倉庫棟が危険物貯蔵所を設置する施設として関係法令の基準を満たしていないことが平成31年1月に判明いたしました。このとき、既に工事が完了していたことや他の工事への影響等を勘案し、危険物貯蔵所の機能を有しない倉庫として一旦、完成させることとし、あわせて関係部署と対応策を検討することとしました。関係部署との協議では、完成した施設を関係法令の基準を満たす施設に改修する方法と、新たに危険物貯蔵所のみを建設する方法についての検討を行いました。改修を行う場合は、工事期間中、当該施設が使用できなくなり、少量危険物貯蔵所が使用できなくなることから、大学にこの状況を報告し、意見をお聴きすることといたしました。大学からは、薬学部では2年次から実験が始まることから、平成31年度（令和元年度）には、危険物を貯蔵する施設が必要であるとのお話がありました。これにより、学生、教員の教育研究活動に支障を来さないようにするためには、改修ではなく、危険物貯蔵所を新たに単独で建設するほかないとの判断に至りましたので、このたび、そのための予算を補正しようとするものです。2点目は、薬学部の研究機器類の整備に関するものです。研究機器類の整備については、平成29年度から平成31年度（令和元年度）までの3か年で整備をする計画で、今年度が最終年度となります。したがって、令和元年度の当初予算編成時においては、平成30年度末時点の執行見込額を契約額から差し引いた残額を計上してありまし

たが、平成30年度中に納品を見込んでいました研究機器類の一部について、平成30年度内の納品が間に合わない事態が生じました。このため、当初予算編成時に見込んでおりました予算額に不足が生じる結果となりましたので、不足する額を補正するものです。それでは、具体的な補正額、内容について御説明しますので、補正予算書14ページ、15ページ、あわせて、参考資料としまして参考資料①から⑤を配布しておりますので、そちらも御覧ください。このたびの補正は、2款総務費、7項大学費、1目大学費、20億5,495万円を703万4,000円増額し、20億6,198万4,000円とするものです。補正の内容は、12節役務費、手数料を5万1,000円、13節委託料、設計委託料を176万円、18節備品購入費、機械器具費を522万3,000円増額し、総額703万4,000円増額するものです。参考資料①の上の表に、補正前の額、補正額、補正後の額をお示ししております。具体的な内容としましては、12節役務費の手数料については、新たに建設する危険物貯蔵所に係る建築確認申請の手数料や危険物製造所等設置許可申請の手数料等です。13節委託料の設計委託料については、新たに建設する危険物貯蔵所の実施設計業務委託料です。このたびの補正により、建設しようとする危険物貯蔵所の建設予定地や法令で求められる基準等については、参考資料の②、③、④にお示しをしております。まず、参考資料②の1ページは、このたびの状況の概要をお示した図になります。建物の真ん中当たりの赤色で塗りつぶした箇所は倉庫5（少量危険物貯蔵所）と倉庫6（危険物貯蔵所）を耐火構造として建設し、完成しましたが、政令で求められている耐火構造の範囲は、太い赤線で囲まれた危険物貯蔵所を設置する危険物倉庫棟全体でありました。このため、政令の基準を満たしていない建築物であることから、計画していた危険物貯蔵所を設置することができない事態となりました。実際の設計図面の該当箇所を拡大したものが2ページになります。上の図が、設計業者が作成した図面で、下の図が設計業者に確認して、市が変更した図面になります。変更した箇所は3点で、資料下の点線の枠で囲んだ④から⑥になります。この変更により、耐火被覆の施工場所を倉

庫5の少量危険物貯蔵所と倉庫6の危険物貯蔵所と示したことになります。その結果、耐火被覆の施工を政令で求められている建物全体ではなく、危険物を貯蔵する部分のみしか行わなかったため、危険物貯蔵所の設置が認められませんでした。次に、参考資料③、危険物貯蔵所の設置に関する関係法令「危険物の規制に関する政令」になります。このたび、完成した施設における基準が示されております。3ページの赤字の部分が構造になります。この規定は、貯蔵する危険物の数量が法で定められている指定数量の20倍以下を貯蔵する貯蔵所について定めたもので、貯蔵所とそれ以外の用途の部分がある建築物の構造等について定められています。具体的には、第1号に「貯蔵所は、壁、柱、床及び梁が耐火構造である建築物に設置すること」、第4号に「貯蔵所の用に供する部分は、壁、柱、床、梁及び屋根を耐火構造とすること」となっております。完成した施設は、第1号の基準が満たされておりました。次に、参考資料④を御覧ください。このたびの補正により、新たに建設を予定しております危険物貯蔵所の建設予定地です。資料、右上の赤色で囲んだ部分の中に建設を予定しておりますが、最終的に建設する場所については、補正予算が可決されたら、大学や関係機関と調整を行い、決定してまいりたいと考えております。18節備品購入費の機械器具費については、再度参考資料①を御覧ください。資料の下半分になります。平成30年度の整備額としまして5億924万9,184円を見込んでおりましたが、実際に整備できたのは5億402万6,735円となり、522万2,449円分の納品が平成30年度内に間に合わず、平成31年度に納品されることとなりました。これにより、平成31年度に計上しました当初予算2億5,979万5,000円では522万2,364円不足することとなるため、522万3,000円を増額補正するものです。また、このたびの補正によりまして、財源の内容も変更となりますので、御説明します。このたび、増額補正をします703万4,000円の財源としましては、地方債530万円を充て、残りの173万4,000円が一般財源となっております。地方債については、補正予算書10ページ、11ページを御覧ください。22款市債、1項

市債、1目総務債、2節大学債、大学整備事業債530万円を計上しております。このたびの補正により、市債の総額が変更となっておりますので、補正予算書4ページを御覧ください。補正前の額3億8,890万円から530万円増額となり、補正後の額が3億9,420万円となっております。以上が、このたびの補正予算についての説明となりますが、山口東京理科大学薬学部校舎建設事業については、市が適切な工期を設定していなかったことから、工期内に施設が完成しない等、これまで市民を初め、議会、大学、工事関係者の皆様に大変御迷惑をお掛けしており、このようなことがないように、適切な事業の進捗を心掛けてまいりましたが、今回、このような事態を招くこととなりましたことを深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。これまでの経過については、簡単ではありますが、参考資料⑤にお示しをしておりますので、参考資料⑤を御覧ください。当該工事は、平成29年3月に建築確認申請を行い、翌4月に建築確認済証が交付されております。しかし、申請時点におきましては、薬学部教員の赴任前ということもあり、貯蔵する危険物の種類や数量が決められず、消防署への危険物貯蔵所設置のための申請ができなかったことから、「危険物貯蔵所」ではなく「一般倉庫」を設置することとして申請しておりました。その後、薬学部教員が赴任されたことにより、貯蔵する危険物の種類や数量が決まり、平成29年10月、消防署へ危険物貯蔵所設置のための申請を行い、翌11月に設置許可を頂き、12月に入札を行いました。不落となり着工することができませんでした。通常であれば、入札が不落となった場合、再度の入札に向けて準備を進めてまいります。この時点の判断としましては、校舎、実験施設であるA・B・C棟の建設工事を優先し、危険物倉庫棟の発注を急がず、次年度の平成30年度に発注することとし、準備を進め、平成30年5月に入札を行い、業者が決まり、翌6月から着工し、平成30年11月末に完成しております。しかし、完了検査の手続を進める過程で、建物の構造が政令の基準を満たしていないことが判明することとなりましたが、このときは既に建物が完成していたことや、他の工事への影響等を勘案した結果、一旦、危険物貯蔵所を設置し

ない現状のまま完了検査を受け、その後、対応策を検討することとしました。検討の結果、完成した建物にある倉庫5に当たる少量危険物貯蔵所を使用しながら、新たに危険物貯蔵所を建設することとし、このたび、補正をお願いするものです。理科大の整備事業につきましては、現在も継続しておりますので、二度とこのようなことがないように、気を引き締めて取り組んでまいりますとともに、なぜこのような事態を招くこととなったのか、検証を進めてまいります。本来なら、このたび、補正予算を計上する際に、併せて事実関係を明らかにし、御説明しなければなりません。現段階において、まだ確認できない部分があり、御説明できる状況とはなっておりません。重ねておわび申し上げます。当該案件を認識してから約5か月が経過する中、現在もこのような状況となっており、誠に申し訳ございません。引き続き、関係者への事実関係の確認を行い、御報告できるよう努めてまいります。以上で説明を終わります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

高松秀樹分科会長 執行部の説明が終わりましたが、最後に言われたまだ確認ができてないって今言われますが、今、これ、資料⑤に、経過についてずっとまあ書いてあるじゃないですか。これ以外にまだ確認できてないところが多々ありますよって話になるんですか。

大谷大学推進室長 今、関係者、市の担当部署と設計会社のほうの、一応聞き取りは済んでおりますが、その中で市の認識と設計会社の認識はまだ異なるところがありまして、そこが重要な部分かなというところもありますので、早く確認作業を行い、最終的に御報告できるように努めたいと考えております。

高松秀樹分科会長 質疑に入りましょうか。委員からの質疑を求めます。

山田伸幸委員 設計段階、恐らく建設事業者は設計書どおりに建設されたと思うんですけど、市のほうから設計事務所に出す仕様書みたいなのがあ

ろうかと思うんですが、それはどうなっていたんですか。

大谷大学推進室長 先ほど御説明しましたが、当初は危険物倉庫棟を造るということで設計事務所には依頼をしております。当初、そのとおりの危険物倉庫棟の設計が出来上がっております。その後、先ほども御説明しましたが、薬学部の教員が赴任前ということで、どれだけの危険物の量、また、どういった種類の物を入れるかということが決まっておりますので、危険物倉庫棟の申請を消防署に出すことができなかったということで、建築確認につきましても一般倉庫という形で確認申請を出したということです。本来であればきちんと分かってから建築確認申請等も行うということですが、この時期におきましてはA・B・C棟とも併せてくいの工事を行ってまいりました。この危険物倉庫棟につきましても、くいの工事が必要ということで、A・B・Cと同じ時期にくいの工事を進めたいということで、その建築確認、また、くいの工事をするためにはそういった申請が必要であったということで、危険物倉庫としては当初出せずに一般倉庫棟で建築確認の手続をしたということで、決まれば途中で変更するという考えでした。以上です。

高松秀樹分科会長 つまり、実施設計の業者は一般倉庫としてという話なんよね、最初から危険物倉庫としてではなく一般倉庫として申請を行ったと。

大谷大学推進室長 建築確認申請は、一般倉庫です。

山田伸幸委員 いつの時点で危険物に変わったんですか。

大谷大学推進室長 平成29年に薬学部の教員、全部ではないんですが事前に平成30年の設置に向けて赴任された方が何名かいらっしゃり、その教員の方とお話をして、危険物倉庫棟ということですので、平成29年の夏ぐらいから危険物倉庫、数量等の調整を行いまして、10月ですか、消防のほうに危険物倉庫棟としての設置の申請を行ってきたということ

です。

山田伸幸委員 当初一般倉庫として、建築確認申請を出されたのならその後変更があったときに仕様変更をして出したということですよ。その仕様変更は、先ほど見たように中の2室だけということなんですけれど、その点はどうなっていますか。

大谷大学推進室長 本来なら、消防に出して危険物倉庫棟ということで許可を頂いて、山田委員のおっしゃるとおり建築確認申請も計画変更して危険物倉庫というふうな手続を行うところですが、このときに、やり取りの中で完了検査のときに行う軽微な変更の手続で大丈夫じゃないかという認識をしておったということで、建築確認申請の計画変更をせずに、完了検査時に行う軽微な変更で対応できるという認識の下、建築確認申請の計画変更をしていないということで、建築確認申請上は一般倉庫のままの建設を行ったということです。

山田伸幸委員 それが、危険物倉庫でないということが、危険物を入れるというのは分かって、その危険物でないものの申請をしたということなんですか。

大谷大学推進室長 これも御指摘のとおり、現場と建築確認申請の手続上が異なっていたということで、現場は、危険物倉庫棟の構造に耐え得る構造等で進んでおったんですが、建築確認申請上は一般倉庫のままということで。本来であれば建築確認を変えて工事に着工するところなんですけど、軽微な変更という認識があったので完了検査時にその手続をすればいいという認識をしておったということです。

山田伸幸委員 先ほどから「認識、認識」と言われるけれど、それはどの部署なんですか。

大谷大学推進室長 当時、というか大学推進室です。

山田伸幸委員 建築の専門家は何人ぐらいでそれを確認したんですか。体制を強化したと散々言ってきたんですけど、それは危険物倉庫の建設に当たったことのある経験者がそういう設計に当たったのか。また、申請に当たったのか。その点はいかがですか。

大谷大学推進室長 当時の大学推進室の体制につきましては、当時建築士は3名の体制でした。危険物倉庫を造ったことがあるか経験があるかというのはちょっと分かりかねますが、ベテランの建築士もおる中で進めていって、消防の設置許可が取れるということですので、設計する段階においては特に問題なかったものというふうに考えております。

高松秀樹分科会長 今説明があったこの参考資料⑤の三番目の話ですよ。軽微な変更を行えばよいとの判断から、と。山田委員は誰が判断したのかと。答えは「大学推進室」ですということだったんですけど、消防との協議というのを行っていなかったんですか。

大谷大学推進室長 判断したのが消防の前で、本来ならそういった手続の中で消防と今こういう状況で出していますけれど、という話はあるべきだったろうなと今では思います。ただ、建築確認申請については、消防との申請については、大学推進室も含んで、実際に当たったのは委託しております設計会社、建築確認についても設計会社が行ったということです。

高松秀樹分科会長 確認申請と同じ時期に、消防といわゆる事前の審査が行なわれるんじゃないんですか。そのときに、ある程度消防側がもちろん分かっている状況にはないんですか。

大谷大学推進室長 確認申請の時期が平成29年3月で、このときにもう危険物貯蔵所の申請自体が分からないためできない状況でしたので、消防は

このときには、実際に危険物ということで協議をしてどうしようかということにはしておりません。平成29年の3月が過ぎて、危険物倉庫の数と量が分からないので、この3月のときにはもう一般倉庫で建てる、建築確認申請をするしかないということで届け出て、実際に4月以降に薬学部の教員の先生方が赴任されましたので、そこから危険物倉庫の数と種類と量が夏頃には決まってきて、それから消防と協議を始めて整って10月に申請したということです。本来なら、この消防と建築確認申請の時期がこんなにずれることはまずなくて、建築確認申請をするときには、実際には前に消防等の許可を取ってこういった形でやるということが本来の流れだったんですが、このときはもう違う流れで、現場と建築確認申請の流れがもう違って来たということで、本来ならそこで計画変更して進めるべきであったと考えております。

高松秀樹分科会長　まあそういう説明ですが。

山田伸幸委員　2017年11月に建築確認申請についても一般倉庫から危険物貯蔵所に変更の手続を行うことを検討したが、施設が完成した際の完了検査時に軽微な変更行えばよいとの判断ってはっきり言っているんですが、これは事務方では絶対判断できないと思うんですよ。結局誰が判断したということですか。

大谷大学推進室長　この流れにつきましても市だけではなくて設計会社と建築確認検査機関、民間の機関と、その中で話をしてそういった軽微な変更でできるんじゃないかというふうに認識をしたということなんですが、そのときの具体的にどういうことなら軽微な変更でできる、これ以上越えたらもう軽微な変更ではなく計画変更ですよということが、よく、まだ曖昧なところがございまして、本来であれば一般倉庫から危険物倉庫に変わるのであれば、当然、計画変更という判断になるべきところなのかなと思うんですが、そこがそのまま軽微な変更という認識のままで進んできたということです。

松尾数則委員 建築確認機関はどこですか。

大谷大学推進室長 広島ビューローベリタス様です。

松尾数則委員 軽微な変更で済むというのは、ビューローベリタスの意見と捉えていいんですか。

大谷大学推進室長 今まで調べたところであれば、こういった聞き方をして軽微な変更というのが出てきたのかまだはっきりしない部分がありますので、通常でも軽微な変更というのがありますので、その聞き方が実際にこういうことを言ったら軽微な変更でも対応できるんじゃないですかと言われたのが、どう聞いたからそういう回答が来たのかというのはちょっと曖昧な面がありますので、聞き方によってはそれぐらいならいいですよ、でも詳しく話せば本来も違った回答で計画変更じゃないですかという回答が返ってきたかも分からないんです。ちょっとまだそこははっきりとはまだ調べきれてないということです。

松尾数則委員 私は理科大の委員会に入って図面を見せてもらった。もらったときにはもう危険物倉庫という名前が入っていたような気がする。基本的にはそういう認識ではなかったのではなかったのかと思うんですけど。それがあってどうしてこういうことになるのかが、やっぱりもう少し検討してみんといけんやろう。

高松秀樹分科会長 だからそこを今さっき説明したように、危険物倉庫ですけど、数量、種類が分からないからとりあえず一般倉庫として申請をしましょうということが始まりやったんですよね。ずっと時間がたって、これ最初に変更は軽微な変更で大丈夫だからというふうに判断をしたと。これ判断したのは行政が判断した。だから最終的に行政の責任はそこに必ずあるんです。誰が言ったにしても。判断していざ消防の検

査を受けたらこれじゃあ通りませんよということになった。これが大まかな流れでよろしいんですか。

大谷大学推進室長 消防の検査を受ける前にこういった事態ということで相談に行って、計画変更、軽微な変更ではなくて計画変更ですよということが必要ですよということになったときに、協議をしている最中にこの構造自体が危険物倉庫の構造の基準を満たしてないですよということが出てまいりましたので、そのときに消防に確認しに行き、こうなっていますということで、このままではもう消防は許可できませんよということで、実際に検査自体も一般倉庫のままで受けたと。

高松秀樹分科会長 だから消防もそう思っていたんですね。一般倉庫だと。消防のほうの検査で、それで申請があったので一般倉庫だと思っていた。それから連絡がないから、消防は一般倉庫のままでできたんだろうと思って、今回検査かなんかで行ったら、これ危険物じゃないですかって話になったんじゃないですか。その途中経過の情報の共有とかがなかったんじゃないかなと勝手に想像するんですけど、そこはどうなんですか。

大谷大学推進室長 消防のほうは申請を2017年の10月に申請をして、市としては危険物倉庫を造るという認識をそこでされていたと思います。

高松秀樹分科会長 認識と消防署の申請なのか分かりませんが、違うんじゃないんですか。出る書類を消防署は見るんじゃないんですか。

大谷大学推進室長 消防署自体は、危険物貯蔵所を設置するためには申請書を提出して許可を頂く必要がありますので、そのときに市は建築確認は一般倉庫で3月に出しているんですが、その過程で進んできているんですけど、まだ工事は始まってないんですけど、整ったということで危険物貯蔵所にしたいということで消防に危険物貯蔵所を設置しますということで申請を取りに行くと。まだ工事も始まってない、業者も決まっ

てない段階ですのでそこで許可を受けて、本来なら受けた段階で行政は建築確認申請の計画変更をして進めていくというのが手順だろうと思うのですが、消防にはそのまま危険物倉庫を造ると。貯蔵庫を造るということで許可をされていまして、消防は実際に・・・。

尼崎大学推進室主任主事 この消防の検査というのが、一つは建物。どんな建物を造るときでもそれが消防法に適合しているかという検査があります。で今回話に出ているのは危険物貯蔵所を設置することに関して、別に消防の検査というのが必要になってきます。今回もろもろありまして、基準に適合しないということが分かって、最終的には危険物貯蔵の設置の申請を取下げとしておりますので、危険物貯蔵の検査という消防の検査というものは行われておりません。しかし、建物、倉庫棟としての一般の消防法に適合するかどうかの検査は行われたということです。

藤岡修美副分科会長 先ほど現地確認させていただいて、今問題なのは耐火構造のエリアですよね。倉庫全体耐火構造であればなんら問題なかったというふうに判断していいんですか。素直に消防も通っていたと。

大谷大学推進室長 全部が見ていただいたとおりの耐火被覆した箇所が全部ほかの倉庫施設にもあれば、そのまま通っていたということになります。

藤岡修美副分科会長 そこで市が悪いのかどうか分からないんですけども、危険物を貯蔵する部分、先ほど耐火構造してあった部分で、良しとしたのは市が判断したんですか。

大谷大学推進室長 実は入札に向かって設計会社から出た設計図書を確認しながら、準備を進めておりましたが、その過程で担当課のほうで耐火被覆する場所がどこだろうということが図面から読み取れなかったということで、設計会社に確認をしました。そのときに設計会社から来た回答があったんですが、それでもよく分からなかったと。そのやり取りを何

回かしたんですが、この危険物倉庫棟につきましては、C棟、動物舎ですが、工期が11月30日までとなっておりますので、そこまでに完了しなければいけないということで入札の期間が迫っていたということで、確認をやっていったんですが、最終的にはやり取りの中で設計会社のほうがこの倉庫5と倉庫6が耐火構造ですよという回答を設計会社から聞いたということなんですが、そこで先ほど御説明したとおり、その認識が違ふと。相手方はそういった回答はしていないと。市が聞いたということで一番肝腎なところがまだ違ふということで、そこをまた確認していかなければいけないということです。

藤岡修美副分科会長 平成29年3月に一般倉庫で確認申請されたっていう、確認申請はいいんですけど、市としてはあくまでも危険物の倉庫を造るつもりでくい打ち工事を危険物倉庫と一緒に発注するために、多分、薬品等々の数量が先生との協議もできないからと発注された。それは便宜上の発注であって市としてはあくまでも危険物倉庫の予定というか、造るつもりで確認申請であったと理解していいですか。それと、その確認申請から実際発注まで時間があって、多分、準備室から市の建築課に変わったのかな、もう、工事監理は。その辺の担当の異動等々があって若干その辺が徹底しなかったということで理解していいですか。

大谷大学推進室長 副分科会長が言われたとおり、市としては、当初予定どおり危険物倉庫を作っていくという考えが変わることはありませんで、手続上、危険物倉庫としてスタートしたかったんですが、その数量等が分からず申請ができなかったということで、一般倉庫として申請をして、本来なら計画変更ということで手続を進めて着工しておけば問題なかったと思うんですが、その先ほどの軽微な変更でという認識があったということで最後で手続きをしようということで現場と建築確認申請の内容が違ふまま進んでいって、最後、結局は軽微な変更ではできなくて、計画変更ですよということになったということです。

高松秀樹分科会長 つまり、実施設計のときの依頼は一般倉庫で図面を書いてくださいと話になっているってということになるんですか。

大谷大学推進室長 設計会社に委託したのはあくまでも危険物倉庫として委託をしておりますので、図面も設計、今回出した図面と同じようなものになっています。

高松秀樹分科会長 その図面には、きちんとした危険物倉庫の仕様になっていたということなんですね。

大谷大学推進室長 設計会社とのお話をしたときには当初からそういった仕様にはなっていますということです。

山田伸幸委員 ですが、その仕様というのは、さっきに出た2部屋だけを耐火構造にするという仕様だったんですか。

大谷大学推進室長 先ほどの資料2の裏の図面で設計会社が作成された図、変更前と変更後ということですが、これは設計会社のほうに確認したところ、どこかこの変更後のような形でどこか耐火構造にしなくちゃいけないということであれば、そこはきちんとこういうふうな形で分かるようにするかもしれませんが、全体が耐火構造なので改めてどこかっていうんじゃないくて全部が耐火構造なので、特に指摘、図示する必要がない、通常そういうふうな図面をやるということで、あらためて限定してここはこうするというのであればそこは図示しないと分からないでしょということの説明を受けて、今回は耐火構造が先ほども法令どおり全体が耐火構造ということですので、耐火構造、全体が耐火構造の設計ですと。数量等もそういった数量が入っているということです。

高松秀樹分科会長 それでは変更前も変更後もいわゆる耐火構造の危険物倉庫の図面ですよってということですか。

大谷大学推進室長 変更前はそういう図面なのですが、確認して部分ですよということで判断をした結果、耐火構造部分が倉庫5と倉庫6だけですよということで入札、着工してしまったということで、あとはもう耐火被覆してないという状況になったということです。（「よく意味が分からん。」と呼ぶ者あり）本来、設計どおりでいけば全部が耐火被覆、倉庫6のような形で耐火被覆がされておったんですが、ただ確認した結果、倉庫5と6、少量危険物と危険物倉庫だけが耐火被覆ですよということをごこの図面で示してしまったがために、他の倉庫1から4までが耐火構造をもうしなくていいという指示になってしまったと。

高松秀樹分科会長 それは勝手に読み取ったってということですか。

大谷大学推進室長 これが設計会社とのやり取りの中で、この部分ですよって市のほうは聞いた、相手はそういった記憶はありません、ということで、最終的には全部耐火構造だったものを市のほうでこういった図面に描き足して、これが結果的にはここしか耐火構造しませんというふうに示してしまったがために、法令で求める基準を満たさなくなったということです。

高松秀樹分科会長 つまり変更したということですよ、下の図面に。そのときに消防には変更したってことは伝えているんですか。

大谷大学推進室長 これが消防にも連絡していないということで、消防に出した多分もう図面とここで異なっているんじゃないかと思います。

高松秀樹分科会長 だから、そこが問題なんじゃないん。僕はよく分からんけど。消防は上のほうというか、前ので考えてて、役所が勝手にやり替えてて、じゃあ検査をお願いしますと、いや、これ違いますよねって。そういう形になったんじゃないですか。そうすると、そちら側の責任は大

きいですよね、非常に、と認識するんですけど。ほかの委員の質疑があればお願いします。

山田伸幸委員 実際に建設に当たった業者、落札をして建設に当たった業者はその違いについては何も気付いていなかったんですか。そういう法令に基づいた建物であるということについて。

大谷大学推進室長 施工に当たられた業者さんにつきましては設計図書どおりに造って、特に建築確認申請も危険物倉庫ということではなくて、一般倉庫の建設ですということになっていますので、建築確認どおり、また設計書どおりに建設されたということです。

奥良秀委員 これ、何ていう入札名で工事は入札されたのでしょうか。

大谷大学推進室長 山口東京理科大学薬学部増築工事(危険物倉庫棟建設工事)です。

奥良秀委員 ですよね。ということは危険物倉庫という認識は建築業者にもあったと思いますし、もちろん市の検査を行う監督員にもあったはずですよ。月1回の定例の現場の会議でも、あくまで危険物倉庫を建てる会議が行われたと思うんですが、いかがですか。

大谷大学推進室長 今御指摘のとおり危険物倉庫棟を建てるということで、実際には少量危険物倉庫が入っているということで、先ほども御覧いただいたとおりそういった仕様が2つの部屋にあるということです。ただ、少量としては特に問題ない倉庫ですので、そこが、市が消防の許可が必要な倉庫を建てていくのか、少量であれば特に今のままでも使えるということでしたので、その辺はやはりきちんと確認を取りながらしていなかったということもあろうかと思います。

奥良秀委員 入札をする前に、どこどこの設計会社に入札をするための図書を作る外部委託をしますと。そのときには、全体をもうこれ危険物倉庫を建てるつもりで外部委託していますので、耐火被覆のモルタルの数量というのが出てくるはずなんです。その耐火被覆の数量が市役所のほうに返ってきましたと。そのときに今度は入札をするときに、入札をもらったときに耐火被覆の量がどれくらいという調査をされますよね。それとの差があることはお気づきにならなかったでしょうか。

大谷大学推進室長 そこも余り確認がなかったのかなと思います。

奥良秀委員 結局、そういうところだと思うんですが、先ほど来から、室長のほうでA棟・B棟・C棟の工期が厳しくて漏れていたというような言葉があって、なおかつ一級建築士が3人しかいなくてという話がありました。今回のこのA・B・C全ての増築工事に関してこの言った言わないというのがかなりあるんですね。今回もこの理科大の推進室の誰が判断されたんですかね。危険物倉庫はここだけですよとか。その辺はお分かりになりますか。

大谷大学推進室長 最終的にこの建設が始まる前に、4月に大学推進室の体制が変わって、今の体制の事務3人ということで、建設に向けては執行委任という形で今建築住宅課のほうで事業を進めていただいております。ただ、先ほども御説明したとおり、建築確認申請、また消防への申請等、大学推進室のときに全て行ったもので、実際にはすぐ建築住宅課にお願いした際には、入札をもうとにかく急いでほしいということでしたので、その間のよく確認と言いますか、ちゃんとかうなっているからということをもう少し丁寧に、時間のない中でも大切なことですので、きちんとすべきであったのではないかなというふうには考えております。

奥良秀委員 これ最後なんですけど、今日いらっしゃる3人の中で判断された

ことはないですよ。

大谷大学推進室長 3人だけでは判断はしてはいいです。

奥良秀委員 3人で判断をしたんじゃないで、この3人の方が関わられて判断はされてないですよ、という質問です。

大谷大学推進室長 一応、そこは私どもが特に今判断は、関わってないっていう言い方はおかしいですけど、本来はちょっとどういうふうに正しいかは分かりませんが、この件については、私どもはちょっと判断には加わってなかったということです

笹木慶之委員 先ほどから聞いていますと、二、三、行政のほうのチェックが甘いんじゃないかという気がまずします。1点目は設計業者に委託して設計が上がってきたとき、納品された場合に、施主として、当然危険物ということ前提にしたチェックを掛けるじゃないですか。そういった中でやり取りするし、また複数で確認するということになれば、問題は避けられたであろうと思います。ただ、いろんな工程の関係で、いわゆる普通の倉庫の仕様を変えるということはそれはそれでいいと思うんですがね。チェンジしたときの納品のときに、こうだという確認ができておればまず大丈夫だと思う。2点目は、やはりチェック機能は消防ですから、消防がそれを持っているんですから、これって大丈夫ですかということのそのチェックも甘かったんじゃないかなと実は思います。それともう一つ聞きたいのは、少量倉庫は問題ないですよ。いわゆる倉庫の6番がいけんわけですよ。全体に係っている問題で。これは危険物を処理するいわゆるボリュームの問題、教授の着任やなんかで、その辺りの確認が果たして十分取れていたかなという気が実はするんですけどね。その辺りで問題が起こった可能性もないことはないなと思うんですが、それはどうですかね。

大谷大学推進室長 今、笹木委員のおっしゃられるとおり、やはりそれぞれで確認すべきところがきちんとできていなかったということはもう否定のしようがないことであろうかと思えます。あと危険物倉庫の建設に当たりましては、先生方ともチェックは、チェックというか数量等を決める際には、しっかりと協議をしておいたつもりですが、先ほどもちょっと流れから言うと、本来の当初の設計自体も先生と協議する前に実際設計がされておるということもありますので、基準的には東京理科大学の危険物倉庫の広さ等があれば不足することはないであろうというところから設計に入っておりますので、倉庫自体には特に広さとか、機能的なものとかは問題ないということでは進んでまいりましたので。ただ最終的に実際に建てる段階になってどういった法令等が関わってきて、そこをきちんとクリアしないと建てられないという認識というか調べることに、やはりもう少し確認をしておくべきだったなという認識はしております。

笹木慶之委員 一番最後のその部分の考え方が多少浮薄じゃなかったかなと実は思うんです。今度建てようとするものの面積は50平米ぐらいですか。

大谷大学推進室長 おっしゃるとおり、現在当初この完成して使用、設置できなくなった建物が約50平米ですので、最大限その容量ということですか。今使えなくなったというか、設置できなくなった倉庫6については、今大学との協議の中で危険物としても少量の危険物として届出をして使う方向も今検討されておるということですので、新しく作る倉庫につきましてはそこまでの広さは要らないかもしれませんが、マックス50平米、今と同じ面積の建物を予定しているということですか。

笹木慶之委員 そういうことですね。だから、現在、ナンバー6という倉庫が基準に沿わないのでそれを補完していくと。なお、ナンバー6については、少量なら使えるから少量の部分で使うということなんですね。最終的に整理をすればね。だからやはり、行政として危険物の倉庫を造る

という思いは、皆さん新たなものだから、もっと入念なチェックが必要だった。その部分が、結果論になるけれど、いろいろなことが重なったかもしれないけれど、浮薄であったがゆえにこういう結果をもたらしたということで、消防とはやはりチェックはよくしておかんとね、私も消防関係の経験がありますが、絶対たる権限を持っていますから、だから、やはり特殊なものは、技術屋もよく協議をしたほうがいいと思います。

大谷大学推進室長 今、御指摘のとおり、この補正予算を可決していただけるようであれば、きちんと消防と、また確認すべきところにはきちんと確認をして、間違いのないように進めていきたいと思います。

高松秀樹分科会長 ここで10分間休憩しましょう。10分後に再開です。

午後3時30分 休憩

午後3時40分 再開

高松秀樹分科会長 それでは、休憩を解いて分科会を再開しますが、ちょっと今までの経緯をまとめますけれど、違っていたら言ってください。もともと、設計図書の完成品については、危険物倉庫として完成しておったと。しかし、その後、設計会社と市の職員との協議によって錯誤が生じて、執行部のほうが危険物倉庫の部分を間違えたというか、そういうことになったと。そのやり取りについては、今言った言わないという話があるのでここが言いませんが、それをそのまま入札に掛けたと。掛けたところ、落札した業者は危険物倉庫という名前でありながらそのままの仕様で完成させたと。ところが、消防検査を行ったところそれが通らなかつた。途中経過として、行政側である大学推進室が消防とのやり取りがきちんとあれば、もしかしたらそこも発見できたかもしれないんですが、それを怠ったため今の事態に陥ったという理解でおるんですが、そういう形でいいんですかね。

大谷大学推進室長 会長が言われたとおり、確認すべきところがきちんと確認できていなかったということになります。

高松秀樹分科会長 それを踏まえて。

中村博行委員 結局、こういうことになったという原因を究明される予定ですか。また、責任とか。その予定は。

大谷大学推進室長 やはり今の御説明のままでは、どういったことが本当に原因だということをまだ御説明をしておりませんので、今後またこの補正を認めていただいて、今後また認めていただければ設計を行って、また工事の経費について補正をお願いすることになるかと思っておりますので、そのこともありますし、当然、市としてこういった事態を招いたということもありますので、これからはしっかりと関係者等に事実確認をして議会のほう御説明させていただきたいというふうに考えております。

高松秀樹分科会長 その事実確認って、いまさっき言われた言った言わないというところを確認するという意味ですか。

大谷大学推進室長 そこも含めまして、あと関係者、関わりが本当にあるかどうか分かりませんが、この事業に携わったところにもどういった御認識であったかということは確認をしていきたいと思っております。

吉永美子委員 結局、以前にはほかのときにも申し上げましたけれども、こういった山口東京理科大学の山陽小野田市としては新しく薬学部を建設していく中で、先輩である東京理科大学とやはりいろいろ協議してほしいということは前から申し上げてきたつもりだったんですけれども、こういった倉庫を造るに当たっても参考にされたのかどうか。東京理科大学がどうされているかっていうのをチェックされたかどうかというのを、

建設する際に。その辺を御回答ください。

大谷大学推進室長 この危険物倉庫棟に限らず、A棟・B棟・C棟の建設等に当たりましては、東京理科大学との協議は行っております。東京のほうにも行って、建築士、また設計事務所も赴いて、先生方とも協議をする中でこういった形でいいだろうということで、合意といいますかお互いに共通の認識の上でこの校舎等の整備は進んでいるというふうになっております。

吉永美子委員 東京理科大学は、この耐火構造という部分で全部をちゃんとしていたから問題がなかったとか。何かその辺というのはどうなっているんですか。

大谷大学推進室長 実際に造り始めたときには、もう東京理科大学との協議、構造がどうということはなく、先ほどちょっと申し上げましたが当初の設計ではもう耐火構造になっておるということで、そのまま建設を行えば特に今回このようなことはなかったということで、実際入札に掛かる前に耐火構造部分を市が図示した、描き足したことによって、実際に法令の基準を満たさない建物が建ってしまったということで。そこまで行く過程については、特に設計も問題なくこの施設が建つということで十分に東京理科大学との協議の中で設計が行われているというふうに考えております。

吉永美子委員 そういうことから、このたびの責任は市であるということで明言はよろしいですか。

大谷大学推進室長 先ほどもちょっと申し上げましたが、この関係につきましては、まだちょっと事実確認をするようにしておりますので、今この場で市が責任ということはまだ差し控えさせていただきたいと思っております。

高松秀樹分科会長　でも、責任が明確でないと議決取りにくいんじゃないの。責任の所在が分からないのになかなか難しいんじゃないの。でも、一連の話を聞いておると、明らかに市側に責任があると言わざるを得ないのかなと。言うた言わないのところだけですけれど、市側が消防との協議を行っていなかったとかそういうことを踏まえて、今全く責任の所在が分からない、それなのに議決をお願いしますというと、なかなか議員の皆さんは厳しいものがあるのかなという気はしますけれど。その辺り、副市長もいらっしゃいますけれど、何かお考えがありますか。

古川副市長　るる御指摘頂きました。東京理科大学との関わりというのは、薬学部をどのように作っていくか、どのような施設が要るかというような基本的なところは、東京理科大学のほうにもいろいろ御教示を願っておりますけれど、一建設に入ってからの内容については理科大のほうにはそのような小さな協議はしていないというのが現状です。やはり、今ずっと言われておりました行政側のチェックが甘かったのではないかと、複数でもう少しチェックするべきではないか。それともう一つ、一般倉庫で申請して途中で危険物という変更手法が取れるんじゃないかとかというような、若干安易といえますかそのような流れで進んでおったというのは否めないと思います。皆様方からも指摘がございましたように、一歩ずつ一段階ずつちゃんとあらゆるところで確認をする必要があったのは事実だろうと思います。ですから、責任うんぬんというより、やはり市のほうにも今申しましたようなところの確認をしなかった落ち度というのはあったというふうには考えなければいけないと思っています。今後は複数のチェックとかもう少し、このような初めての施設の建設に当たったりする場合は、もう確実の上にも確実を重ねる中で関係機関とのチェックとか確認を取っていくという体制づくり等が必要であろうというふうに考えておるところです。

山田伸幸委員　それはやった上でまたこれが出たんじゃないんですかね。もう強化しました、大丈夫です、今後そういうことのないように万全の体制

を取りましたって言って、散々言われたように思います。先ほどの大谷室長の説明の中で、市のほうが耐火部分を図示したことによって、そこだけが耐火構造となったという説明があったんですが、これはいつの時点でどういう形でそういう図示が行われたんですか。

大谷大学推進室長 この経過につきましては、平成30年4月、入札の前のやり取りの中で、設計会社とのやり取りの中でどこが耐火被覆する場所かがちょっと分からない、図から読み取れないということで確認をするやり取りの中で、この少量と危険物倉庫5と6が耐火構造ですというように設計会社から説明があったということで、市はそこに建設に向かって業者さんが建設しやすいように図示したと、描き足したということで、その判断で進めていったということです。

山田伸幸委員 今の話だと、設計会社が言ったのをそのまま市が受け入れて、それを入札の前に図示したという話ですよね。ということは、設計会社に責任があるということなんですか、今の話からすると。

大谷大学推進室長 そこが先日、設計会社を含めてお話ししたときに設計会社はそういった説明はしていないという認識だったので市の認識と異なっているということで、その責任問題がありますが、どうだったのかということがまだ明確になってないということです。

中村博行委員 平成29年10月に改めて危険物貯蔵所棟の設置許可申請書を提出したという時点からもう危険物の貯蔵倉庫であるということは全て認識されているということだと思っんですけども、私は建築、そういう道は素人ですけどね。そういう建物であれば全体を耐火の状態のものを建てないといけないというのは誰が見ても一級建築士であれば分かることではないか、初歩的なことではないかというふうに感じるんですけども、それを部分だけをすればいいという判断をされたと思っんですけど、実際に普通考えると危険物の貯蔵所であるとすれば、全体がそうい

うのを備えていなければならないということは当然だと思うんですよ。
その辺はそうではないんですか。

大谷大学推進室長　私も事務屋でございますので、実際建築士がどういうふうな認識をするべきなのかというのは分かりかねますが、私どもが考えるのは危険物が入るところはなんらかの基準があって、定められたものがそこはクリアしないと駄目だろうということは想像できるんですが、他のところまで耐火構造が必要なのかというのが私どもでは判断できなくて、建築士なら通常そう考えるのかなというのはあるんですが、本来なら実際に法令を先に確認をして、こういったことが求められる施設だということを把握しておれば、実際に耐火被覆の場所が分からなくても施設の構造は全部が耐火構造であるから、部分という発想はまず出てこないのかなと。先ほどからもいろいろと御指摘があるとおり、やはり法令も含めてやはり確認がしっかりできていないまま事業を進めたことが、最終的に行政との確認の中でその業者の認識、業者は当然、全部が耐火構造の必要な建物という認識と、市のほうがそこをよく把握してないために、どこが耐火構造だろうかという、その認識のずれの中でやり取りをした結果、そのやり取りの部分がよく分からないんですが、最終的に部分、相手方が言われたとしても、どういったことを言われたかが分からないし、相手方がそう言われてないのかも分からないですけど、その食い違いが同じことを聞いているのに実際は違う認識で進んでしまって、部分と。法令を理解しておけば恐らく部分という考えはなかったのかなという考えは持っております。

高松秀樹分科会長　そのやり取りが問題になっているんだけど、普通やり取りって設計事務所と協議して、こういうふうに変えると。普通それを造ったものをまた向こうに提示して、こういう形ですと。これが一般的だと思うんですよ。そういう形じゃなくて電話で、口頭で話をして、作り変えたものがこれが正当なものだということで表に出てきたということなんでしょ。だからそれは明らかに行政のミスですよ。どう考えても。

そこの確認作業全く怠っておるとというのが一般社会常識的にもなかなか僕らも信じられないような状況なんですけれど、今僕が言ったことで間違いないんですか。

大谷大学推進室長 やり取りはメールとかでやり取りをしておったりしているんですが、最終的に確認をして先ほどの2の裏の図面に描き足したものを、本来なら今分科会長がおっしゃられたとおりに相手方に投げ返してこうしましたよということを見せておれば、相手方もこうじゃないということ指摘があったかもしれないんですが、描き足したものを相手方に投げ返していなかったの、設計会社はこういう図面で工事が進んでいるという認識がないまま着工したということです。

山田伸幸副委員 工事の施工を監理する会社は、このことについて全く気付いていなかったんですか。

大谷大学推進室長 その工事監理の会社にも事実関係というか、どういう認識で進められたかということは、確認をしてまいりたいと思いますが、実際に建築確認申請上は一般倉庫で出て、設計書どおりが出て、少量危険物倉庫は造りますと、そういう仕様になっていると。ただ、先ほど奥委員からも御指摘のとおり危険物倉庫棟となっているので、その工事監理会社としてはどういう御認識であったかというのは、確認していきたいとは思いますが。

松尾数則委員 何か重たい話になってきたので、ちょっと話題を変えたいと思っているんですが、調査費で新しい建物が建つということになっているということを見ると、現在あるのも1億円も掛けたんですね。建物を改良するとか、法に適応するような内容に改良するとか、またその改良するためにどのぐらい金額が掛かるとかその辺の話を教えてください。

大谷大学推進室長 最初、具体的にはどういうふうに今ある建物を改良して法

今の基準を満たすような建物にできるかということを検討してまいりました。その過程で、いろいろな関係機関とか業者さんにも聞く中で進めておったんですが、その中でやはり改修するには外壁とかを一回剥がして行って耐火被覆をする必要があるということで、危険物倉庫を使わないまま少量も使わないまま大学のほうでまだ1年ちょっと待てるということであれば、改修という方法もあったかもしれません。ただその改修のほうにつきましても、出来たばかりの施設を全部壊して、また元どおりにして、でその後何か雨漏りがするとかなったときに最初の工事が問題だったのか、後にやった工事が問題だったのか。その辺の問題も出てきますし、改修作業中は少量危険物倉庫も使用できないことになりますので、仮設のものを設置する必要があると。大学が何も必要なければ仮設もないということで改修だけでいけたかも分からないですが、大学とそういったお話をする中で、もう2年次から実習に入っていくので貯蔵する施設が必要ということでしたので、少量危険物はとにかく使えるような状況になくはないといけないということで、改修自体はもう難しいという判断をさせていただきました。改修費用については、具体的には精査はしてないんですが1,000万円程度は掛かるんじゃないかなという感じはしております。そのときに仮設を造るのであれば仮設がどれくらい掛かるのか、そこまで余り深く、大学との確認の中で改修はちょっと難しいということでありましたので、新設ということで進めてまいりました。

松尾数則委員 そのためには仮設のものがいるって、仮設のものがそう簡単にできるならこういう事態は起きていない。仮設を造らないといけないという話があったけど、仮設がそんなに簡単にできるなら、こういう話は起きてないんですが。考え方が甘い感じがするけれど。こういう物を欲しいというときにね。

大谷大学推進室長 今日改修で仮設と言いましてもいろいろ探してみたんですけど、プレハブみたいなものがあるんですけど、それは6平米くらい

でも300万円、400万円。基礎から全部行ってきちんとそういった基準を満たした施設ということですので改修プラスそういったお金ということも出てきますので、改修するにしてもそれなりのお金も掛かるということと、実際にその改修作業が本当にどこまでが求められるのかが、すぐ判断できないというところもありましたので、そういう改修も考えながら実際に大学とのお話をさせていただいたときに、もう必要ということでしたので、新しく造る方向にという考えになってきたということです。

中村博行委員 2年次より必要だということであります。これはもう来年4月に完成していなければならないという理解でよろしいですか。

大谷大学推進室長 大学のほうへ確認をしまして、2年次から実験が始まるということで、それほど本格的な実験ではないんで、ただ来年行けば2年の人が今度は3年次が出て、4年次ぐらいから本格的になるということです。できれば来年度中ぐらいにはもう完成しておかないとなかなか難しくなるのではないかなというふうに考えております。

山田伸幸副委員 今度9、300万円とは別に新たに造ろうということで、今回176万円、これに5万1,000円の手数料。あとは地盤改良が必要ですよ。地盤改良とそれから建設費が必要となってくると思うんですが、その辺で見積り等は出しておられるんですか。

大谷大学推進室長 先ほど資料のほうでこの辺りということで、今考えておりますということですが、まだこの予算等が通っておりませんので、可決していただけるのであれば、そこからまた大学と協議をして後、設置場所等で地盤改良が必要な場所に建てるのかどうかを含めて設計をします。まいりますので、どれだけの経費になるかまだ分からない状況です。

高松秀樹分科会長 概算を言ったほうがいいんじゃない。

大谷大学推進室長 1,000万円程度かなというふうには見ております。ただ、今回の単独の専用の危険物貯蔵所となりますので、今回の複数の施設が入っている施設には耐火構造というものが求められておるんですが、専用の独立した危険物貯蔵施設については不燃材ということで少し緩い基準になっておりますので、ちょっとどれぐらいかと言われて今算段する中で1,000万円ぐらい掛かるのかなと。具体的には分からない状況です。

吉永美子委員 本会議場でも質問あったと思いますが、一応確認させていただきます。倉庫6は危険物貯蔵所以外の用途で使用するということで、こういうものに使うのかお願いします。

大谷大学推進室長 今大学のほうとも協議いたしまして少量の危険物貯蔵所としては使える機能を持っておりますので、今はそういった形で考えておられるということをお聞きしております。

吉永美子委員 具体的にはどういう危険物を貯蔵するのでしょうか。

大谷大学推進室長 まだ大学のほうもそこまでは考えておられないんですが、危険物の種類としまして第1類から第6類までありまして、少量のほうは第4類で、今回認められなかったところも第4類で10倍未満までは置けるような倉庫ということで考えておったんですが、今大学としてはほかの類、4類以外の種類の危険物も置けるような形で、倉庫5には第1類なら第1類、倉庫6には第4類なら第4類というお考えもあるのかなというふうにお聞きしておりますが、今から大学の中でお話をされるかと思います。少量としては使えるということです。

森山喜久委員 この間の分で言ったら市のほうの体制を強化したというふうな話になりながらも実際今回の危険物倉庫の建築工事のみであれば、何で

これができないのかとか、何でこうなんだという話の部分の見方になるかもしれませんが、実際市全体見たら多くの工事をしていますよね。その中で建築住宅課のほうに執行委任したという形をしながらも、多くの工事が建築住宅課とか技術屋さんとかそういった担当職員に負荷が掛かっていると思うんですよ。その中で市全体の工事を整える体制が整ってない形の方が見受けられるんですよね。それはもともと理科大全体の工事をするときでも時間がない、人がいない、でも急がないといけないという形の方で無理くりする中で、それがまたほかのところにしわ寄せがきている形の方のある中で言えば、実際自然体の体制として技術職員の確保とか人員の体制を見ないといけないと思うんですけれど、その辺副市長のほうに、今後どういうふうな形の体制を整えるのか、考えがあれば教えてもらえたらと思います。

古川副市長 今森山委員から御指摘がありました。皆さん御存じのように建築関係、電気の工事は非常に錯そうと言いますか、工事量が多いのは事実です。そうした中で建築のほうに執行委任、大学推進室だけではなくいろいろな課から、今日も皆様方、二つ視察に行かれましたけど新斎場のほうも建築に執行委任をしている、そういう状況です。そういう中で職員の採用につきましても、建築関係の職員の採用、新卒もしかり社会人枠としても今、積極的に採用に向けて動いておるところですが、技術職につきましてもなかなか建築だけに限らず土木においてもなかなか難しい、採用が厳しいという状況も事実です。売り手市場と言いますか、先ほど今日理科大に行ったときも就職課のほうに行きましたら今年は非常に就職の内定が早いということも聞いております。ですから今森山委員が言われるのは正にそのとおりなんですけど、建設部当局も人事課のほうにいろいろ働きかけています。また、今日も上級職の土木の関係の試験の決裁が回ってきておったんですけれど、その辺はちゃんと体制を整える動きはいたしております。しかしながら、今回の件につきましても、先ほど申しましたようにやはりチェックがおろそかになっておったというのは否めないということは、反省点として持つておること

も付け加えさせていただきたいと思います。

森山喜久委員 やっぱりここ数年、早期退職とかそういう形の分で引き継ぎとか、技術の継承的な部分ができないまま、採用されたばかりで一生懸命勉強しなきゃいけない時期に大きな仕事が舞い込むというような状況で、四苦八苦している職員の姿がやっぱり見えるんですね。そういうところも含めながらも、退職された方々、そういった人たちの再任用というふうな形の分を含めて、1年でも2年でも長く働いてもらえる体制を改めて構築はさせていただきたいというふうなお願いはさせていただきます。

山田伸幸委員 今副市長も言われたんですけど、これ前からずっと同じことを繰り返して、また同じことを繰り返すのかという印象しか残らないんですよ。議会も今までは時間がない、時間がないということで採決を急ぐということを繰り返してきて、もうこれ以上は理科大ではないだろうな、もうそろそろこの特別委員会も解散だろうなと思っていたらまたこういうことが舞い込んできて、まだまだ整備も整っていないというのも今日現場見てよく分かりましたし、今後も私たちが目を光らせていく必要があるなというのをつくづく感じたんですけど、強化したはずなのに何で今回こういうことが起きたんでしょうか。そこをどのように考えておられるでしょうか。

古川副市長 大学推進室として強化はいたしました。そうした中で今度は建設部のほうに執行委任という形で、いろんな各部なり各課から業務のほうの委任をしております。先ほど森山委員さんが言われた現場の建築の職員は頑張っておりますし、中には監理室のほうではOBの方にもいろいろ手伝っていただいてもおります。かといって山田委員から御指摘がありましたように、やはり仕事が錯そうする業務はくると言いながら個々もう少し原点に戻るなり横の連携、また上がよくチェックするという対応がもう少し必要であったというふうにも考えます。これは建築というか建設部だけではなく、どこの課にも言えるとは思いますが、いま

一度、原点に戻ってもう一度職務に向き合うという指導なりをしていく必要があるかなというふうには思っております。

高松秀樹分科会長 もう質疑を終わりたいと思いますけどよろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上で一般会計予算決算常任委員会理科大分科会を終わります。お疲れ様でした。

午後 4 時 1 2 分 散会

令和元年（2019年）6月18日

一般会計予算決算常任委員会理科大分科会長 高松秀樹